

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)	⑫特記事項 (任意)
5	山梨県北杜市	「企業による活力ある農業おこし特区」	山梨県北杜市	<p>企業参入や、企業のCSR活動により荒廃農地を再生し、営農を行う場合について、再生農地の近接地に宿泊施設やサテライトファームオフィスの整備を可能とし、企業の参入の促進と都市農村の交流の促進を図る。</p> <p>※サテライトファームオフィス:企業の社員等が農業を行いながら、サテライトオフィスで本来の業務を行うもの</p>	<p>企業のCSR活動が活発化しており農村地域においても、荒廃農地の解消や農業生産が行われているが、地域によっては宿泊場所の確保が困難で活動時間が限られ、地域住民との交流も限定される場合が多い。企業のCSR活動についても、週末を活用し、1泊2日や2泊3日の活動が容易に実施できることにより、より地域住民との交流の機会が増え、地域の活性化が促進される。また、進捗した情報通信システムによりサテライトファームオフィスと本社等を結ぶことにより、従来の業務を行いながら農業を行うことが可能となる。これらにより、都市圏域の住民との交流が進み、農村地帯の魅力を体験する中で都市住民等の定着が促進される。</p>	<p>荒廃農地は、現在も営農が行われている一団の農地に隣接していることが多く、解消した農地の隣接地に宿泊施設やサテライトファームオフィスを整備しようとしても、一団の農用地のため、農振の除外が困難であり、除外されたとしても、第1種農地に該当すると農地転用ができない。</p>	<p>農地法及び農業振興地域の整備に関する法律</p>	<p>荒廃農地を解消する活動を行う企業の、宿泊施設やサテライトファームオフィスを整備する場合には、特例を設け整備を可能とする。</p>	